

京都府の「明日の京都」ビジョンは、こうして検討しています。

- ◇京都府では、現在の「新京都府総合計画（新府総）」が、平成22年末で計画期間を終えることから、「ポスト新府総」として新しいビジョンづくりを進めています。
- ◇グローバルな変化の激しい時代にも、柔軟に、機動的に様々な課題に対応できるように、府民の皆様とともに、次のような形で作っていきたいと考えています。

「基本条例」

「どのような考え方で京都府行政を進めていくのか」、
いつの時代も変わる事のない府政の原点を見いだしていきます。

「長期ビジョン」

京都府社会の将来のありたい姿を考えていきます。

具体的にはこの2つの計画で「明日の京都」づくりを進めます。

「中期計画」

●4～5ヶ年間の基本となる政策や、
重点的に実施する施策をまとめます。

「地域振興計画」

●4つの広域振興局単位に地域資源を
活かしながら、振興方策をまとめます。

「明日の京都」ビジョン懇話会 委員

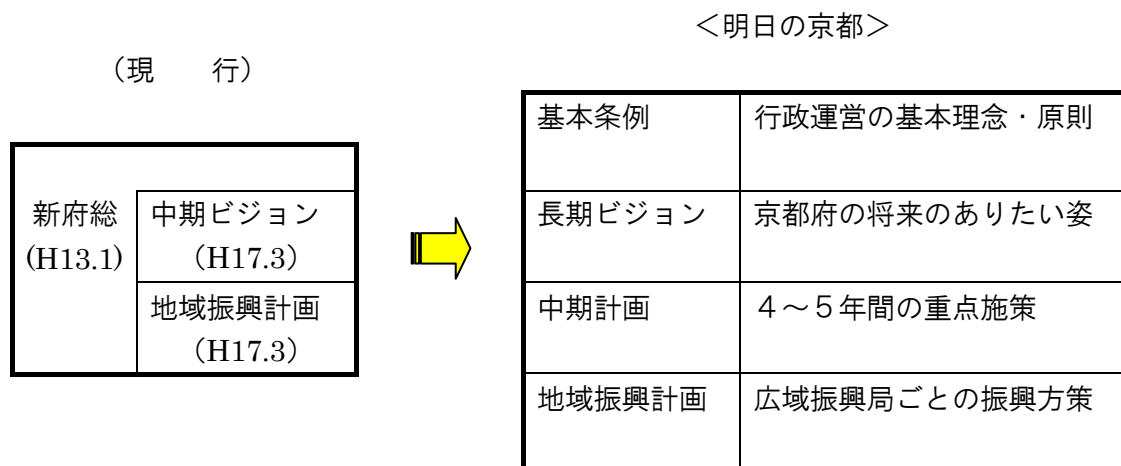
浅岡 美恵	弁護士、(NPO) 気候ネットワーク 代表
安藤 昌弘	内閣府迎賓館 前館長
池坊 美佳	京都館 館長、華道家元池坊青年部 代表
今井 一雄	(株) 三洋商事 代表取締役社長、京都経済同友会 北部部会長
植田 和弘	京都大学大学院経済学研究科 教授
陰山 英男	立命館大学教育開発推進機構 教授
崔 善今	京都大学大学院教育学研究科 研究生、京都府名誉友好大使
ジェフ・バーグラント	京都外国語大学大学院英米語学科 教授、タレント
新宮 七郎	医療法人財団新大江病院 常務理事
千 宗室	茶道裏千家 家元
高木 光	京都大学大学院法学研究科 教授
竹葉 剛	京都府立大学 学長(座長)
中村 京古	元東伏見宮家別邸料理旅館吉田山荘 女将
西岡 正子	佛教大学四条センター 所長・教育学部 教授
畑 正高	(株) 松栄堂 代表取締役社長
福井 正興	(株) 福寿園 副社長、(社) 京都青年会議所 直前理事長
藤本 明美	京都子育てネットワーク 代表
堀場 厚	(株) 堀場製作所 代表取締役社長、京都経済同友会 特別幹事
丸毛 静雄	(株) 京都新聞社 論説委員
村井 杏侑美	同志社大学文学部 学生、第6回京都学生祭典実行委員会 委員長
山岸 久一	京都府立医科大学 学長

『行政運営の基本理念・原則となる条例』検討委員会委員

上村 多恵子	京南倉庫(株) 代表取締役
太田 貴美	京都府町村会 副会長、与謝野町長
丘 眞奈美	放送作家、京都ジャーナリズム歴史文化研究所 代表
佐藤 満	立命館大学政策科学部 教授
高木 光	京都大学大学院法学研究科 教授(座長)
土山 希美枝	龍谷大学法学部 准教授
中山 泰	京都府市長会 副会長、京丹後市長
廣瀬 明彦	花園大学社会福祉学部 准教授
吉田 秀子	(NPO) 働きたいおんたちのネットワーク 理事長

「明日の京都」の検討状況について

■ 「明日の京都」のスキーム



■ 「明日の京都」ビジョン懇話会

【全体会議】

<開催年月日>	<懇談テーマ>
・第1回 平成20年 8月 4日	「問題意識」
・第2回 " 9月25日	「キーワード」
・第3回 " 11月25日	「働く」
・第4回 平成21年 1月22日	「学ぶ」
・第5回 " 3月23日	「育む」
・第6回 " 4月21日	「つながる」
・第7回 " 6月 1日	「京都にいきる」(座長中間とりまとめ)
・第8回 " 9月18日	「専門部会・府民交流会報告」

【専門部会】

	<開催月日>			
	第1回	第2回	第3回	第4回
・文化・環境部会	6/16	7/21	7/28	9/11
・産業・労働部会	6/15	7/13	7/29	9/10
・福祉・医療部会	6/15	7/14	7/21	9/8
・教育・学習部会	6/15	7/14	7/21	9/8
・安全・基盤部会	6/15	7/15	7/22	9/2

【府民交流会】

開催地	月日	曜日	時間	会場	参加者
中丹	7月19日	日	15:00～17:00	舞鶴市政記念館	250人
丹後	7月20日	月・祝	14:00～16:00	みやづ歴史の館	250人
南丹	7月25日	土	15:00～17:00	ギャラリーかめおか	280人
山城	7月26日	日	14:00～16:00	パルティール京都 (宇治市)	350人
京都市内	9月6日	日	13:00～15:00	京都テルサ	200人
	10月11日	日	14:00～16:00	京都商工会議所	350人

■ 「行政運営の基本理念・原則となる条例」検討委員会

	<開催年月日>	<検討テーマ>
・第1回	平成20年 8月 6日	「条例のあり方について」
・第2回	〃 9月26日	〃
・第3回	〃 12月 1日	〃
・第4回	平成21年 2月 2日	〃
・第5回	〃 4月30日	〃
・第6回	〃 6月17日	〃
・第7回	〃 9月 4日	〃

行政運営の基本理念・原則となる条例(仮称) 検討報告書(中間報告)のポイント

[基本条例を制定する意義・効果]

- ① 行政運営の基本的な方向性が明確化される
- ② 府の役割や責務、市町村や民間団体等との関係の基本が明確化される
- ③ 行政運営や地域づくりに対する意識が深まり、改革・改善等のプロセスが生まれる

[基本条例の方向性]

【基本条例のあり方】…制定しようとする基本条例の性格

- 府民とともに目指す社会の姿を描き、それに向かってあるべき行政運営の理念を中心に掲げ、それを実行するための行政運営の基本的な方向性の大枠(羅針盤)を示すもの

【3つの基本理念】…行政運営の根幹となる考え方

- ① 人を大切に、人がつながり支え合う、心豊かな社会づくり
 - ▶ 府民一人ひとりの個性や能力が尊重され、誰もがその意思に基づいて、社会の一員として参画でき、それが生かされる社会
 - ▶ 多様な価値観のもとで府民同士がつながり、支え合う社会
- ② 府民を支え、地域の活動を大切にする社会づくり
- ③ 多様な主体が、共に役割を担う社会づくり

【5つの基本原則】…基本理念に基づいて行政運営を進める上での行動原則

- ① 府民が起点となり、府民が生かされる府政
- ② 府民に明確な将来ビジョンを示し、府民の安心と活力の向上を支える府政
- ③ 府民によく見える、信頼される府政
- ④ 府民の参画と協働を尊重し、支える府政
- ⑤ 市町村等との連携・協力による府政